主　　　文

本件上告を棄却する。

理　　　由

弁護人島田達夫の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、被告人本人は、上告趣意書と題する書面を提出したが、具体的な上告理由の記載がなく、不適法である。)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年七月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　藤島　昭

裁判官　大橋　進

裁判官　牧　圭次

裁判官　島谷六郎